

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
基礎調査業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本業務は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(令和 4 年 5 月公布)に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下、「規制区域」という)の候補区域の設定や指定後の許可業務の資料として活用するため、必要事項について基礎調査を行うことを目的とする。

第 2 条 (適用)

本特記仕様書は、「松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 特記仕様書に記載されていない事項については、松山市設計業務等共通仕様書に基づくものとする。

第 3 条 (適用範囲)

本特記仕様書は、松山市(以下「発注者」という。)が受託者(以下「受注者」という。)に委託する本業務に適用するものである。

第 4 条 (準拠する法令等)

本業務は、本特記仕様書によるほか、次の関係法令通達等に準拠して実施するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (2) 都市計画法
- (3) 砂防法
- (4) 地すべり等防止法
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) (1)に基づく基本方針(案)(国土交通省)
- (8) (1)に基づく基礎調査実施要領(案)(規制区域指定編)(国土交通省)
- (9) (1)に基づく規制区域指定(参考資料)(国土交通省)
- (10) その他関係法令及び規則

第5条（提出書類）

本業務を実施するにあたり受注者は、以下の書類を作成し提出するものとする。

- （1） 業務計画書
- （2） 業務着手届
- （3） 業務工程表
- （4） 管理技術者、照査技術者、担当技術者届出書（経歴書、資格証明書、身分証明書）

第6条（守秘義務及び品質管理）

受注者は本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業務で使用する資料や成果品等を発注者の了承なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分に留意しなければならない。

第7条（業務報告の義務）

受注者は、本業務実施期間中、必要に応じ発注者に中間報告書を提出するものとする。

- 2 発注者と受注者の打ち合せ事項については、その内容を受注者が協議簿に明記し、発注者に提出のうえ承認を受けるものとする。

第8条（配置予定技術者）

本業務に従事する技術者は、直近3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある実務経験が1年以上あるものとする。

2 管理技術者は、砂防及び盛土関連業務を熟知した者でGISによる区域の抽出、土地利用情報、地形、地質状況等のデータを取り扱える適正な技術者を選定する。

3 照査技術者は、照査するために必要な経験を有する者で、業務全般にわたる適切な技術的管理を行える技術者を選定する。

4 担当技術者は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査、土砂災害防止法に基づく基礎調査等の盛土関連業務の経験を有する者とする。

第9条（損害の賠償）

本業務中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第10条（一括再委託等の禁止）

委託業務の全部、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承認を得なければならない。

第11条（成果品の検査・納品）

業務終了後は、発注者の完成検査を受けなければならない。なお、本特記仕様書に適合しない部分がある場合は、受注者は速やかに修正を行わなければならないものとする。

2 また、受注者の過失による不適格な成果があった場合は、それを修正したうえで、改めて納品することとする。

第12条（契約不適合責任）

成果品の引渡し後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、修正・補正及び必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第13条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物を除き、全て発注者に帰属するものであり、受注者は、発注者の承認を受けずに複製や、他に公表・貸与してはならないこととする。

第14条（仕様協議）

詳細な業務内容の仕様については、発注者と受注者の間で十分な協議を行い、定めるものとする。

2 本仕様書の各項について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議し選定するものとする。

第15条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

第2章 業務内容

第16条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、松山市全域（429.35k m²、うち都市計画区域 214.47k m²）とする。

第17条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりである。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 計画準備 | 1式 |
| (2) 資料収集整理 | 1式 |
| (3) 宅地造成等工事規制区域の概略抽出 | 1式 |
| (4) 特定盛土等規制区域の概略抽出 | 1式 |
| (5) 現地調査 | 1式 |
| (6) 規制区域候補の設定 | 1式 |
| (7) 資料とりまとめ | 1式 |
| (8) 報告書作成 | 1式 |
| (9) 打合せ協議 | 1式 |
| (10) 有識者との打合せ協議等 | 1式 |

第18条（計画準備）

受注者は、本業務を実施するにあたり、業務内容を理解し、目的が達成できるよう業務計画書を作成し、発注者に提出のうえ承認を受けるものとする。

第19条（資料収集整理）

受注者は、次に掲げる資料を発注者及び公開データから収集し、本業務で有効利用するため、可能な限り精度の高いデータを活用することとし、必要に応じて適切に収集と整理を行うものとする。

- (1) 都市計画図（1/2500 デジタルマップ：GIS データ）
- (2) 国土地理院地図
- (3) 航空レーザ測量（LP）データ
- (4) 航空写真データ
- (5) 微地形図（CS 立体図など）
- (6) 土砂災害警戒区域図（GIS データ）
- (7) 砂防指定地（GIS データ）
- (8) 急傾斜地崩壊危険区域（GIS データ）
- (9) 地すべり防止区域（GIS データ）
- (10) 山地災害危険地区図（GIS データ）

- (11) 大規模盛土造成地緊急点検に係る資料
- (12) 過去の開発行為に係る資料
- (13) 過去の災害（堰き止め、湛水・氾濫、土砂・洪水氾濫）に係る資料
- (14) その他必要なデータ

第20条（宅地造成等工事規制区域の概略抽出）

前述の資料から以下のとおり抽出するものとする。

- ① 都市計画区域、宅地造成等規制区域、地域開発計画等策定区域、その他必要性が想定される区域等の範囲を GIS データ等に整理する。
- ② 市街地・集落・道路・鉄道等の保全対象について、GIS データ等を作成する。
- ③ ②により作成した GIS データ等を基に、隣接・近接する土地の範囲を加えた区域を設定し、防災のため、必要十分な区域が規制区域に指定できるようにすること。

第21条（特定盛土等規制区域の概略抽出）

前述の資料から以下のとおり抽出するものとする。

- ① 盛土等の崩落により流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域を抽出する。
- ② ①で抽出した区域のほか、土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等、災害の発生の可能性を有する区域を抽出する。
- ③ 上記により作成した GIS データ等を基に、防災のため、必要十分な区域が規制区域に指定できるようにすること。

第22条（現地調査等）

前項で抽出した規制候補区域について、必要となる調査を行うこと。

第23条（規制区域候補の設定）

規制区域の設定に当たっては、尾根、傾斜変換点等の地形的条件、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により、明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。

また、土砂を運搬できる道路から相当程度離れていること等により、土砂が持ち込まれる可能性がないエリアを抽出するなど、蓋然性の無い区域設定のための資料収集およびデータ整理を行い、蓋然性の無い区域の比較検討案を GIS データ等で作成すること。

第24条（資料とりまとめ）

上記の作業による資料を、以下のようにとりまとめを行うこと。

① 規制区域のGISデータ作成（規制区域の境界等）

松山市保有の「e～よまちナビ」や都市情報システム等に搭載できるよう、区域や属性をGISデータとしてまとめるものとし、必要に応じてシステム保守企業とGISデータの設定について協議調整をおこなう。なお、規制区域の境界等の精度は1/2,500以上とする。

② 規制区域データ成果図の作成

上記で行った作業を規制区域は1/10,000程度の成果図として納品する。

③ 規制区域データ帳票の作成

特定盛土等規制区域調査において設定した土石流化する溪流等の自然要件に関する箇所については1/2,500程度の個別の帳票に整理する。

第25条（報告書作成）

本業務の内容及び結果を報告書としてまとめるものとする。なお、市民向け周知啓発資料や条例による規制案等の参考資料も合わせて作成するものとする。成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--|----|
| ① 成果報告書（A4版） | 2部 |
| ② 成果報告書電子媒体 | 2部 |
| ③ 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域図 (A1：1/10,000、1/2,500、A4：縮小製本版) | 2部 |
| ④ GISデータ（Shapeファイル形式・HDDで納品） | 1式 |
| ⑤ その他監督員の指示するもの | 1式 |

第26条（打合せ協議）

打合せ協議回数は、発注者と着手時、中間3回、成果品納入時の計5回以上行うものとする。受注者は作業実施計画書及び関係資料を基に発注者と綿密な協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、作業実施中においても必要に応じ十分な打合せを行うものとする。

第27条（有識者との打合せ協議等）

業務の実施にあたって、有識者との打合せ協議を、発注者との協議とは別に発注者が選任した有識者と着手前、中間時、納品時の3回実施する。受注者は説明資料を作成した上で有識者へ説明及び協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、規制区域設定方法については有識者の意見を十分に聴収すること。また、業務の遂行上、別途有識者との協議が必要とされた場合は発注者との協議により随時打合せの場を設け、設計変更の対象とする。

2 有識者等による検討会（2回開催予定）に参加し、その資料作成等を行うこと。なお、検討会での有識者への報酬は1回1人当たり8,300円（源泉徴収前の金額とし、直接経費とする）を想定している。